

田原本町地域公共交通計画（素案）の修正点

前回の協議会での意見を受けて修正。その他、運輸支局と調整を図り、修正。

主な修正箇所について

・P.5 図 2.2 田原本町における総人口の推移において、2015 年までが実績値となっており以降は推計値となっていたが、国勢調査の結果の反映に伴い 2020 年の数値を実績値に反映。

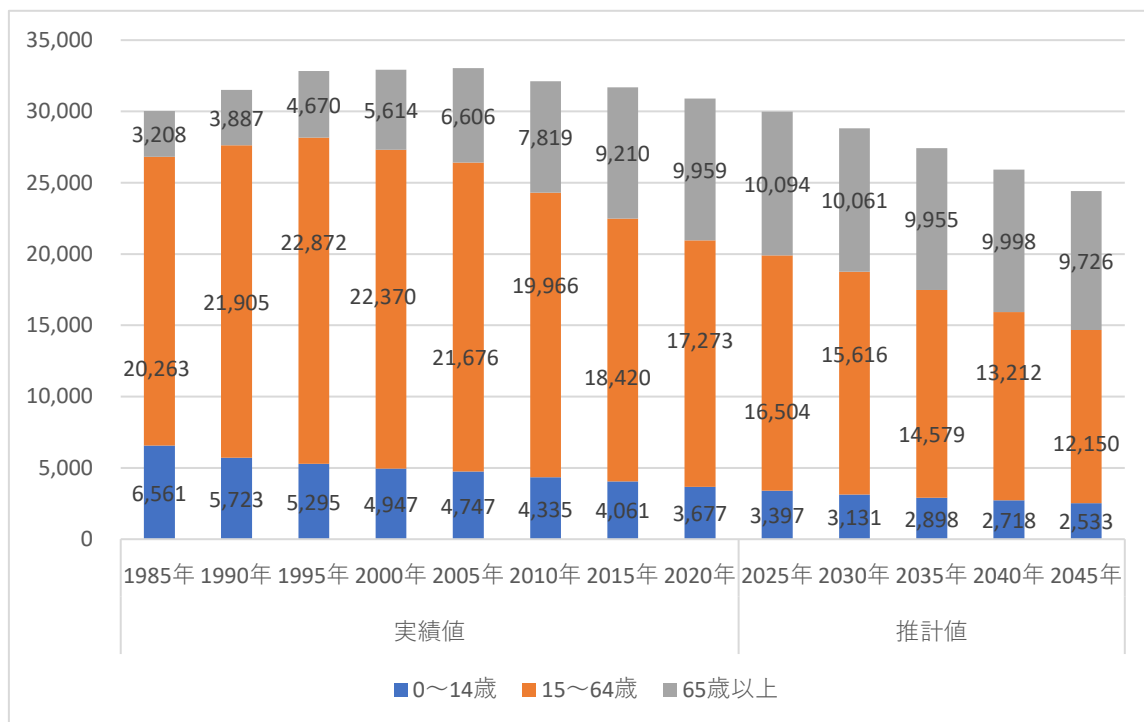


図 2.2 田原本町における総人口の推移

出典：実績値は各年度「国勢調査」、推計値は国立社会保障人口問題研究所資料

・P.34 基本方針と表記していたものを基本目標に修正。

2. 基本方針及び基本目標

田原本町第4次総合計画後期基本計画において、「安全で快適な暮らしを支えるまちづくり」を交通も含めたまちづくりの姿勢として掲げており、これを地域公共交通の活性化及び再生の推進を図る上での当町の基本方針とし、この方針の下、交通環境の充実を図り、良好な住環境の中、安心して快適に暮らせる取り組みを進める。地域公共交通計画では、第2章で挙げた田原本町における課題（公共交通空白地域やタワラモトタクシーにおける課題、来訪者に対する交通サービスの多様化等）を踏まえた上で、住民ニーズや求められる交通施策の方向性を示し、交通環境の充実を図るため、それぞれの課題に対し、次の3つを基本目標とし、取り組んでいく。

・基本目標1『交通空白地域への公共交通の導入』

町内の駅まで徒歩で行くのが困難な地域が存在しており、そのような交通空白地域における移動手段確保のため、デジタル技術の活用も視野に、効率的で地域住民のニーズに合った地域コミュニティ交通の導入を目指す。

・基本目標2『暮らしを支える公共交通サービスの向上』

鉄道やタクシーといった田原本町における地域公共交通サービスが存在している中、既存のサービスをより有効活用してもらうため、更なる知名度向上と利用促進を図る。

・基本目標3『新たな公共交通利用者の獲得』

将来を見据えた新たな公共交通サービスを導入し、より持続可能でスマートな交通システムを実現するとともに、公共施設、観光スポットなどへの町民や来訪者の移動手段を確保し、町内経済循環を活性化させる。

・ P.36 以降の具体的な取組内容における実施事業について、類似の事業をまとめて一体の事

業としたもの。また、実施主体にあったその他という表記を削除し、それぞれ事業ごとに対象となると思われる実施主体を記載。

・P.38 事業②タワラモトンタクシー利用料金助成制度の見直しにおいて、指定予定事業者を記載。

事業①	新たな移動手段の確保及び町の特徴を踏まえたバス車両の導入検討	
事業概要	【コミュニティバスの導入検討】	
	地域の現況	<ul style="list-style-type: none"> ・町内における公共交通は鉄道、タクシーのみ ・公共交通空白地域が多数存在している
	コミュニティバス導入検討案	<ul style="list-style-type: none"> ・田原本町駅を中心とした北東エリア、南東エリア、西エリアの3エリアにおいてそれぞれルートを検討 ・需要を見極める観点から試験的に北東ルート（空白地域の大きさ、集落、観光施設、交流施設等の観点から最も効果があると思われるルート）を先行導入 ・北東ルートの利用状況を踏まえて、その後、南東エリア、西エリアの導入有無検討 ・同時に北東ルートの見直しも検討 ・利用者の利便性を高める観点から、デジタル技術の活用も視野に入れて検討





コミュニティバス想定導入ルート

【コミュニティバスとして使用する車両についての検討】

・公共交通の中心となる田原本駅付近の道路について幅員が狭い箇所が多く、大型バス等の乗り入れは困難であるため、小型バス車両（ハイエース）やセダン車両（タクシー車両）等を、地域のニーズに対応しながら検討する必要がある

【導入候補車両の比較】

車両サイズ	小型バス車両（ハイエース等） ※写真は広陵町で運行している広陵元気号		セダン車両（タクシー車両を想定） ※写真は以前運行していたももたろう号	
乗車定員（運転手含む）	10～14人乗りで、輸送効率が良い		5人乗り（乗車定員制限がある）	
運行経路	場所によって細い道路など若干通りにくい道路もある		道路による不便をほぼ受けない	
コスト	初期コストはセダンに比べて割高ランニングコストもかかる		初期コストはタクシー業者に委託した場合安い	
利用時	比較的乗り降りしやすい		乗車人数によっては乗り降りが不便	
停留所	車両が大きいため設置場所が限定される		比較的設置しやすい	

実施主体	田原本町	国・県	交通事業者	地元住民	—
	○	—	○	○	—
実施予定時期	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	検討・実証運行	➔			

事業②	タワラモトンタクシー利用料金助成制度の見直し														
事業概要	<table border="1" data-bbox="448 280 1310 1144"> <tr> <td data-bbox="448 280 663 853">現状</td> <td data-bbox="663 280 1310 853"> <ul style="list-style-type: none"> ・最大で年間 24 枚の配布となっており、定期的に利用される方にとっては十分に足りていない ・一方、利用券を申請しても 1 年間未利用のままという方も一定数存在している ・定額助成（初乗り運賃相当分）としているが、目的地からの距離が遠い人ほど負担額が多くなっており、交通アクセスに係る負担の観点から公平感があるとは言い難い ・本事業については全額が町の財政負担となっており、現状のまま推進すると利用が増える見込みであり、限りある町財政では維持が困難な状況である </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 853 663 1144">見直しの方向性</td> <td data-bbox="663 853 1310 1144"> <ul style="list-style-type: none"> ・利用枚数の上限を増やすとともに、利用者の一部料金負担を求める ・国や県等の補助活用の検討 ・応分の利用者負担を求めることは、真に必要としている方に対して一定の合理性があると思われる </td> </tr> </table> <p data-bbox="448 1153 1361 1377">・アンケート結果では、100 円までなら追加負担可能という回答が 31%、300 円までなら追加負担可能という回答が 36%みられたことから、この結果を参考に、適正な利用者負担と合わせて配布枚数を柔軟に設定することで、必要性の高い人に必要な枚数が配布されるよう制度改定に向けた検討が必要である</p> <div data-bbox="496 1386 1217 1771"> <table border="1" data-bbox="496 1386 1217 1771"> <caption>追加負担可能額に関するアンケート結果</caption> <thead> <tr> <th>負担可能額</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100円</td> <td>31%</td> </tr> <tr> <td>300円以下</td> <td>36%</td> </tr> <tr> <td>500円以下</td> <td>17%</td> </tr> <tr> <td>100円以上の負担が必要なら利用しない</td> <td>16%</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p data-bbox="675 1823 1126 1854">タワラモトンタクシーへの追加負担可能額</p> <p data-bbox="732 1872 1069 1904">出典：田原本町企画財政課資料</p>	現状	<ul style="list-style-type: none"> ・最大で年間 24 枚の配布となっており、定期的に利用される方にとっては十分に足りていない ・一方、利用券を申請しても 1 年間未利用のままという方も一定数存在している ・定額助成（初乗り運賃相当分）としているが、目的地からの距離が遠い人ほど負担額が多くなっており、交通アクセスに係る負担の観点から公平感があるとは言い難い ・本事業については全額が町の財政負担となっており、現状のまま推進すると利用が増える見込みであり、限りある町財政では維持が困難な状況である 	見直しの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・利用枚数の上限を増やすとともに、利用者の一部料金負担を求める ・国や県等の補助活用の検討 ・応分の利用者負担を求めることは、真に必要としている方に対して一定の合理性があると思われる 	負担可能額	割合	100円	31%	300円以下	36%	500円以下	17%	100円以上の負担が必要なら利用しない	16%
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・最大で年間 24 枚の配布となっており、定期的に利用される方にとっては十分に足りていない ・一方、利用券を申請しても 1 年間未利用のままという方も一定数存在している ・定額助成（初乗り運賃相当分）としているが、目的地からの距離が遠い人ほど負担額が多くなっており、交通アクセスに係る負担の観点から公平感があるとは言い難い ・本事業については全額が町の財政負担となっており、現状のまま推進すると利用が増える見込みであり、限りある町財政では維持が困難な状況である 														
見直しの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・利用枚数の上限を増やすとともに、利用者の一部料金負担を求める ・国や県等の補助活用の検討 ・応分の利用者負担を求めることは、真に必要としている方に対して一定の合理性があると思われる 														
負担可能額	割合														
100円	31%														
300円以下	36%														
500円以下	17%														
100円以上の負担が必要なら利用しない	16%														

対象者	利用券発行枚数
<ul style="list-style-type: none"> ・70歳以上 ・就学前の児童 ・出産予定で母子健康手帳を有する方 	24枚
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳（1級・2級）又は療育手帳（A1・A2）を有する方 ・自主的な移動が困難であることを証する書面を有する方 	12枚

◇上記住民の方を対象にタクシーの初乗り運賃分を助成

・月～土曜日 午前8時～午後6時（日曜日、祝日、12/29～1/3を除く）

※妊婦の方については制限なし

・田原本町内の指定予定事業者のタクシーで発着のいずれかが町内となる便

※対象車両には下記ステッカー貼付

指定予定事業者（R4.4.1 現在）
株式会社サミット
田原本タクシー株式会社
西村タクシー有限公司
有限会社富士

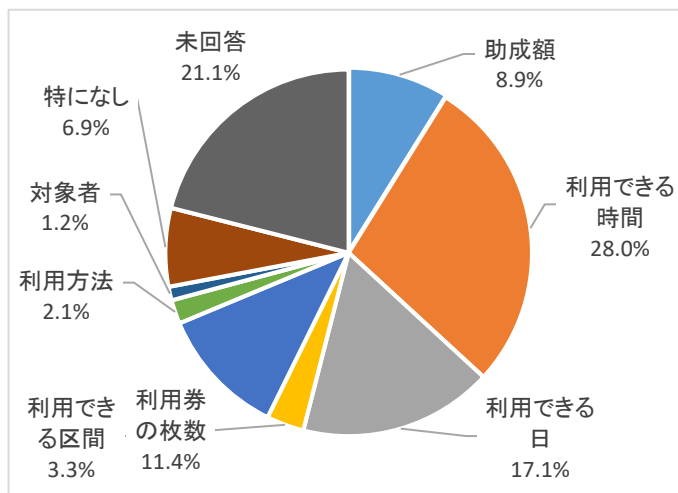


タワラモトンタクシーステッカー

【タワラモトタクシー利用内容の見直し】	
利用できる日 時	月～土曜日 午前8時～午後6時(日曜日、祝日、 12/29～1/3を除く) ※妊婦の方については制限なし
現状	・移動制約者への支援制度であるが、利用できる 時間が午後6時では通院時の帰りの時間帯に利用 できないとの意見や、日曜日のお出かけの際に利 用できないとの意見が多く挙がっている
見直し案	・利用者の主な使用目的が通院や買い物であるこ とから、営業時間等を鑑み利用時間の延長を検討 する ・同じく曜日に関しても日曜日、祝日についても 利用を可能とすることを検討する

・アンケート結果から、改善要望として一番多く意見が出ているのが利用
できる時間、続いて利用できる日であった




・見直しの検討時期としてはコミュニティバス導入以降の時期を検討



タワラモトタクシー利用者の改善要望(2019年度)

実施主体	田原本町	国・県	交通事業者	地元住民	—
	○	—	○	○	—
実施予定時期	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	検討	➡			

事業③	免許証返納者や妊婦等を対象とした各種タクシー助成事業の継続				
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・町では、免許証返納者や障がい者等の外出支援と経済的負担の軽減のため、タクシー利用料金の一部を助成している ・また妊婦の方が安心して使えるタクシー車両の導入も行っている 				
	高齢者運転免許自主返納支援事業				
	助成対象者 (いずれにも該当する方)	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の町民 ・運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書等の交付を受けている方 			
	助成内容	<ul style="list-style-type: none"> ・1人1回限り、タクシー利用券(初乗り運賃助成)を12枚交付 			
	田原本町福祉タクシー事業				
	助成対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1級、2級を所有している方 ・療育手帳A1、A2を所有している方 ・精神障害者保健福祉手帳1級を所有している方 			
助成内容	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシー利用券(初乗り運賃補助)を年間24枚交付 				
マタニティ優先タクシー					
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・後日支払いが可能 ・防水シートの装備 ・事前ヒアリングによるスムーズな送迎、優先配車 ・迎車料金なし 				
実施主体	田原本町	国・県	交通事業者	地元住民	各事業者
	○ (免許返納、福祉事業)	○ (免許返納)	○ (マタニティ)	—	○ (免許返納)
実施予定時期	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	継続				

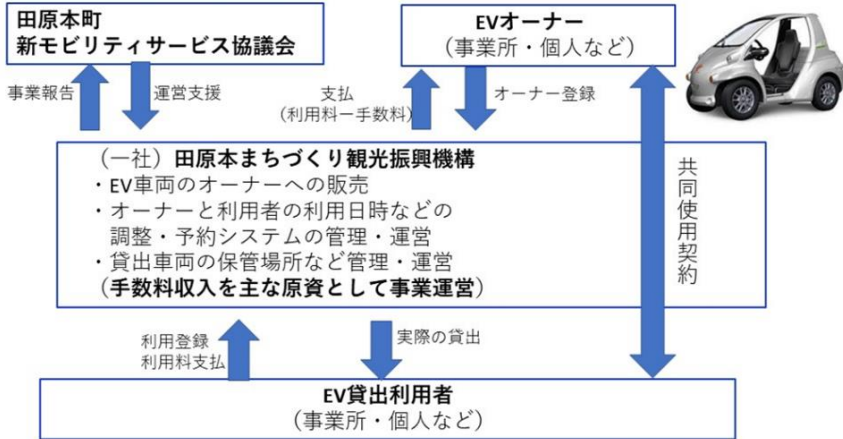
事業④	病院の送迎バスとの連携維持				
事業概要	<p>・町内の病院が主体となり、各々最寄り駅である田原本駅から国保中央病院までの無料送迎バスの運行を実施</p> <p>・町域を超えた広域での実証運行中であり、地域間を超えた連携事業となっている</p>  <p style="text-align: center;">国保中央病院無料送迎バスの車両（２種類）</p> <p>・田原本駅から奈良県総合リハビリテーションセンターまでの無料送迎バスの運行を実施</p>  <p style="text-align: center;">リハビリテーションセンター無料送迎バス</p> <p>・アンケート結果から、お出かけ先として通院が最も多くなっており、ニーズも高いと思われる</p>				
実施主体	田原本町	国・県	交通事業者	地元住民	病院
	—	—	○	○	○
実施予定時期	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
	継続				

事業⑤	交通系 IC 等のキャッシュレス決済の導入検討 (MaaS)
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・導入を検討しているコミュニティバスについて、キャッシュレス決済の検討をする ・その他、タクシー等交通事業者におけるキャッシュレス決済導入の推進 ・交通系 IC カード等を導入することにより、公共交通利用者の乗降時間の短縮につながる ・また、交通系 IC カードは、複数の移動手段をシームレスに利用する MaaS と組み合わせ、公共交通の利便性を向上させる <p>【MaaS (Mobility as a Service) の活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT を活用してさまざまな交通サービスを統合し、利用者の移動目的に適した交通手段の組み合わせを考案し、予約から決済までを一貫したサービスとして提供しようという考え方



出典：国土交通省 HP

実施主体	田原本町	国・県	交通事業者	地元住民	通信事業者等
	○	○	○	○	○
実施予定時期	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	導入検討	➔			

事業⑥	新技術を活用した公共交通サービスの補完
事業概要	<p>【超小型電動モビリティの導入検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超小型電動モビリティを利用したカーシェアリング事業の検討 <div data-bbox="448 360 1310 797" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>メリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町外からの来訪者でも気軽に利用でき、観光地の移動に便利 ・狭いスペースでの駐車が可能 ・幅員が狭い箇所が多く存在する町内での利用は事故リスクの軽減、混雑の緩和につながる ・公共交通を補完する位置づけとし、自家用車依存を緩和し、公共交通利用の足掛けとする ・走行時、二酸化炭素や排気ガスを出さず、環境問題の改善にもつながる </div> <div data-bbox="448 846 1294 1328" style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>田原本町カーシェアリング（超小型EV）事業の概要 令和3年9月30日 田原本まちづくり観光振興機構</p>  <pre> graph TD A[田原本町新モビリティサービス協議会] -- 事業報告 --> B[EVオーナー
(事業所・個人など)] B -- 支払
(利用料-手数料) --> A B -- オwner登録 --> C["(一社) 田原本まちづくり観光振興機構"] C -- 共同使用契約 --> B C -- 実際の貸出 --> D[EV貸出利用者
(事業所・個人など)] D -- 利用登録
利用料支払 --> C </pre> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・田原本まちづくり観光振興機構は、契約や利用料支払のプラットフォームとしての役割を担う。 ・オーナー制をとることにより、車両の調達費用をかけずにシェアリングの仕組みを構築できる。 ・利用ごとに、オーナーと利用者間で「共同使用契約」を締結する。 <p style="text-align: center;">カーシェアリング事業概要</p>
<p>◇田原本町新モビリティサービス協議会の設置</p> <p>新モビリティサービス事業について、既存の公共交通に限らない様々なサービスを対象とすることを踏まえ、地方公共団体の交通関係部局や公共交通事業者だけではなく幅広い関係者の参加の下、協議会による協議・連携を図り、また、地域公共交通計画との整合や連携をし、新たなモビリティサービスの創出を目的として令和3年11月に設置した。</p>	

	開催日時		内 容		
	令和3年12月 20日	・田原本町における新モビリティサービスについて			
	令和4年3月 (予定)	・調査結果について ・次年度予算、事業計画について			
実施主体	田原本町	国・県	交通事業者	地元住民	システム業者
	○	○	○	○	○
実施予定時期	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	導入検討				

事業⑦	モビリティマネジメントへの取組				
事業概要	<p>・自家用車への依存が高くなっている現状から、公共交通を中心に行動することへ転換させる ⇒コミュニティバスの導入等を行うことで、駅周辺の混雑の緩和、イベント開催時における道の駅駐車場キャパシティの解消につなげる</p> <p>・コミュニティバス導入時には、情報発信とともに交通事業者と連携し地元住民自体が公共交通のことを考え、育て守っていく機運づくりの意識付けを促進する</p> <p>・現状の自家用車依存等の背景を踏まえ、先に記述のタクシーや超小型電動モビリティを活用し公共交通への行動変容を促し、充実させていく</p>				
実施主体	田原本町	国・県	交通事業者	地元住民	通信事業者等
	○	—	○	○	○
実施予定時期	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	コミュニティバス導入後				

事業⑧ 広報誌やホームページ、チラシ等を使った情報発信

事業概要 ・町内にある公共交通についての情報を周知するために広報誌やホームページ等を使った情報提供を行う

2021年度
タワラモトタクシー 申請受付中!
利用料金助成制度

1. 利用・料金について



- 月～土 8:00～18:00 (日・祝・12/29～1/3除く)
※ただし、妊婦の方については日時に関する制限はありません
- 田原本町内の指定事業者のタクシーで発着のいずれかが町内となる便
※対象車両には下のステッカーが貼ってあります



タクシーの初乗り運賃分を補助



- 1 通常タクシー同様に、予約・乗車
※予約・乗車時に「タワラモトタクシー利用券」を使う旨を伝える。
- 2 支払い時に登録証と利用券冊子を乗務員に提示
- 3 利用券と引き換えに初乗り運賃補助を受ける



タクシー会社	電話番号
グリーン交通	32-9000
田原本タクシー	0120-32-6782
西村タクシー	32-2143
富士タクシー	0120-32-6782



2. 対象・発行枚数

田原本町に住む方で下記の条件のいずれかに該当する方は条件を一つだけ選び登録証・利用券を申請していただけます。

対象者	利用券発行枚数
70歳以上の方	2.4枚
身体障害者手帳(1・2級)又は療育手帳(A1・A2)を有する方	1.2枚
自主的な移動が困難であることを証する書面を有する方(注)	1.2枚
出産予定があり母子健康手帳の交付を受けた方	2.4枚
就学前の児童	2.4枚

(注) 障害・疾病などにより移動が困難(2月以上にわたり継続することが見込まれるもの)であることの証明書(取得費用は本人負担)を医療機関で取得してください

※有効期限:各年度末まで(日・祝除く) ※申請は毎年度行うことができます。

申請方法は裏面をご覧ください

<令和3年度時、周知の際に配布していたチラシ>

実施主体	田原本町	国・県	交通事業者	地元住民	—
	○	—	○	○	—
実施予定時期	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	随時実施	➡			